

## 国民健康保険診療報酬の不当利得返還等請求に係る訴えの提起について

### 1 事件名

不当利得返還等請求事件

原告 墨田区

被告 ●● ●● (埼玉県医療機関院長)

### 2 訴訟の目的の価額 (返還請求額)

6,852,498円

### 3 事件の概要

被告は、令和2年2月27日に厚生労働省関東信越厚生局が実施した施設基準等に係る適時調査により、平成28年6月から令和2年1月分までの診療について、被告が管理する病院が施設基準を満たしていない旨を指摘され、その間の診療報酬に係る不当利得が発生した。

本件の診療報酬の不当利得については、区は令和4年9月21日付けの東京都福祉保健局指導監査部からの通知により把握し、令和4年12月に、診療報酬(高額療養費を含む。)の返還を請求した。その後も、被告に対し、督促状及び催告書により返還請求を行ってきたが履行されないため、訴えを提起する。

なお、本件訴訟において必要があるときは、和解及び上訴をすることができるものとする。

### 4 訴えの提起に至るこれまでの経緯

|            |  |
|------------|--|
| 令和2年 2月27日 | 被告は、厚生労働省関東信越厚生局から、平成28年6月から令和2年1月分までの診療について、施設基準を満たしていない旨の指摘を受けた。             |
| 令和4年 1月11日 | 被告は、厚生労働省関東信越厚生局及び埼玉県保健医療部国保医療課に対し、診療報酬の返還同意書を提出した。                            |
| 令和4年 3月24日 | 被告は、厚生労働省関東信越厚生局及び埼玉県保健医療部国保医療課に対し、弁護士を代理人とする旨の委任状を提出した。                       |
| 令和4年 9月21日 | 墨田区は、埼玉県保健医療部国保医療課から東京都福祉保健局指導監査部を経由して、被告が不当に請求していた診療報酬を返還する旨の通知を受け、本件事件を把握した。 |
| 令和4年12月13日 | 墨田区は、被告に対し、診療報酬(高額療養費を含む。)の返還を請求した。  |
| 令和4年12月27日 | 墨田区は、病院側の説明会に出席した。   |
| 令和5年 3月20日 | 墨田区は、被告に対して督促状を送付し支払を求めた。  |
| 令和5年 6月20日 | 墨田区は、被告に対して催告書を送付し支払を求めた。  |